

## 公募説明書

令和6年4月24日付けで公募に付した随意契約参加確認公募の詳細については、この公募説明書によるものとする。

### 1 公募する趣旨

本契約については、本業務は、給食管理業務の実態に即した機能を持つ学校給食支援システム（以下、「システム」という。）の賃貸借を行うものである。

本市の学校給食運営は、旭川市教育委員会、市立小中学校、旭川市東旭川学校給食センター、旭川市物資共同購入委員会及び旭川市東旭川学校給食運営委員会により、栄養管理業務や献立作成業務、食材発注業務などを連携して行っていることから、本市専用開発され、効率的業務遂行のために必要な機能を有しているシステムであること、また、システムの障害発生時等に迅速な対応が可能で、かつ、市立小中学校等所属栄養教諭へのサポートが適宜、対面等で行うため経験豊富な人材を本市に常駐させることができることが要件となる必要があることから、株式会社旭川保健医療情報センター（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としますが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者として競争性のある契約手続に移行する。

### 2 担当部局

旭川市7条通9丁目旭川市役所総合庁舎4階

旭川市教育委員会 学校保健課給食担当

電話 0166-26-1385 FAX 0166-24-7011

### 3 契約概要

- (1) 件名 学校給食支援システム賃貸借業務
- (2) 契約内容 学校給食業務における献立作成・栄養管理及び使用食材の発注支払業務等を電算化することにより、正確かつ迅速な栄養管理の確立、また、学校給食事務の効率化・省力化を図るもの。詳細別紙仕様書のとおり。
- (3) 履行期間 令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（60か月）

#### 4 応募要件

##### (1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ウ 旭川市物品購入等の競争入札参加資格において営業種目「情報システム開発（セットアップ含む）（3281）」の入札参加資格を有していること。

##### (2) 履行執行体制に関する要件

- ア 本市からの業務の追加・調整などの対応等のため、本市に営業拠点があること。
- イ 別に定める仕様書に示す業務を適切に履行できる体制が整っている者であること。

##### (3) 契約実績に関する要件

本市の様々な種類の重要な情報資産を扱うことから、過去に他の地方公共団体と本業務と規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、全て誠実に履行した実績があること（契約書の写し及び履行完了を確認できる書類の添付含む。）。

#### 5 参加意思確認書等の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり参加意思確認書等を提出しなければならない。

##### (1) 提出書類

- ア 参加意思確認書（様式1）
- イ 法人にあつては商業登記簿謄本、個人にあつては代表者の身分証明書（写し可）  
※旭川市物品購入等競争入札参加資格者又は旭川市建設工事等競争入札参加資格者である場合は提出不要

(2) 提出期限 令和6年5月14日（火曜日）午後5時まで

(3) 提出場所 2に同じ。

(4) 提出方法 事前に電話連絡の上、持参すること。

##### (5) その他

- ア 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書は無効とする。
- イ 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ウ 市長は、提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- エ 提出された参加意思確認書等は返却しない。

#### 6 参加意思確認書等の審査結果通知

参加意思確認書等の提出があった者には、令和6年5月20日（月曜日）までに次に掲げる事項を記載した参加意思確認結果通知書（様式2）をファクシミリにより通知する。

なお、通知期限の翌日において、いまだ通知が無い場合は、2に連絡し確認すること。

- (1) 応募要件を満たすとした者にあつては、応募要件を満たすとした旨並びに今後の契約手続についての概要及び詳細について別途通知する旨
- (2) 応募要件を満たさないとした者にあつては、応募要件を満たさないとした旨及びその理由並びに所定の期限までに応募要件を満たさない理由について説明を求めることができる旨

## 7 その他

- (1) 意思確認書等に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (2) その他の本公募に関する問い合わせ先 2に同じ。